

ボランティアグループ・福祉団体助成金

(令和8年度) 応募要領

目的

社会福祉の向上を目的とする事業を行う浜松市内のボランティアグループ・福祉団体が行う事業に対し助成金を交付することで、市民の地域福祉活動への主体的な参加を促し、市民自らがボランティア活動を通じて、地域福祉活動の推進を図ることを目的とするものです。

助成金の内容

これまでに浜松市内にて実施してきた事業で継続する必要性が高く、今後も支援が必要と思われる事業

(1) 対象団体（すべて該当する団体）

- ① 1年以上の活動実績のあるボランティアグループ及び福祉団体
- ② 法人格のない団体
- ③ 浜松市社会福祉協議会の会員（賛助会員・特別会員）又はボランティア登録をしているボランティア団体及び福祉団体
- ④ 浜松市に拠点があり、浜松市内で活動するボランティアグループ及び福祉団体
- ⑤ 実行委員会形式の事業・イベントなどグループの集合体ではないこと
- ⑥ 会員・メンバーが複数人以上であること

(2) 対象事業

これまでに実施してきた事業で継続する必要性が高く、今後も支援が必要と思われる事業（福祉の増進を図る事業、高齢者支援に関する事業、障がい児者支援に関する事業、児童健全育成を図る事業、災害ボランティア育成に関する事業、災害時要援護者に関する事業など）

(3) 助成金額及び助成件数

1グループ・団体につき5万円を上限に、助成希望金額を踏まえ、審査により助成金額を予算の範囲内で決定します。

申請の対象外

- (1) 国、県、市及び県社会福祉協議会、浜松市社会福祉協議会から他の補助金、助成金又は委託を受けて行う事業
- (2) 地区社会福祉協議会から補助金及び助成金を受けている団体及び事業
- (3) その他団体から補助金及び助成金を受けて行う事業
- (4) 介護保険法及び障害者総合支援法の規定が適用される事業
- (5) ボランティアグループ・福祉団体の会員同士の交流会（忘新年会、慰労会など）
- (6) 実施場所が浜松市以外の事業
- (7) 贈呈のみの事業

助成対象経費・助成対象外経費

事業に要する経費（諸謝金、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、活動に関わる保険料、食材料費、交通費及びその他必要な経費）

※事業に関わらない費用は返金対象となります。

支出項目	助成対象支出	助成対象外支出
諸謝金	講師の謝礼金	・グループ内での諸謝金の支払い ・グループ・団体の構成員や運営者の人件費
消耗品費	事務用品等の購入費	備品購入費(通年使用可能な品)
印刷製本費	資料等印刷物の作成費、印刷費	
通信運搬費	電話料(団体用携帯含む)、郵便料、	プロバイダー料金、個人の携帯料金
賃借料	会場使用料	会員宅を利用した場合の借料(電気代、冷暖房代等)
手数料	振込手数料	
保険料	ボランティア保険や行事保険料	
食材料費	・調理する食材等 ・熱中症対策等、参加者の健康保持に必要と認められる場合限り、水分補給用の飲料(お茶、水、経口補水液等)の購入	・弁当代(飲食費) ・コーヒー、炭酸飲料等の嗜好品
交通費	交通費支給は、会則等に交通費支給に関する記載がある場合に限る。	
その他	必要と認められる経費	他団体への助成、慶弔費、会費、金券

申請の方法

1 申請に必要な書類

- (1) 助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 助成事業計画書(第2号様式)
- (3) ボランティアグループ・福祉団体助成金申請に関する同意書
- (4) 会則、名簿、グループ・団体のパンフレット、決算・事業報告等の団体の活動内容がわかるもの

※申請様式は、浜松市社会福祉協議会のホームページにてダウンロードできます。

浜松市社会福祉協議会 HP : <https://hamamatsu-syakyou.jp/>

2 留意事項

- (1) 助成金申請は、千円単位(千円未満切り捨て)
- (2) 申請書類に不備がある場合は、申請対象から外します。
- (3) 助成金の決定は、1団体に対して1事業です。

3 申込先

浜松市社会福祉協議会 各地区センター・事務所窓口

申請受付期間

令和8年4月20日(月)から令和8年5月29日(金)※必着

審査方法・審査基準

1 審査方法

提出書類について、浜松市社会福祉協議会内において書類審査を実施し、助成対象事業と助成金額を決定します。なお、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

2 審査基準

次の選考項目に従い、総合的に判断します。

選考項目	評価の視点
必要性	地域の福祉ニーズにあっているか
費用の妥当性	実現性のある予算編成か
効果	目的に沿った効果が期待できるか
市民参加	市民が参加しやすい事業であるか
継続性	事業終了後も団体活動が発展し広がる事業であるか

結果の発表

結果については、直接応募者へ通知します。

なお、選考の経過及び内容はお伝えすることは出来ませんのであらかじめご了承ください。

助成金交付時期

7月下旬予定

変更申請・報告の方法

1 助成金交付決定後の変更に必要な書類

助成金交付変更申請書（第4号様式）

※助成金交付決定後に助成金の増額は出来ません。

※その他補助金及び助成金を同時に申請しており、その助成金及び助成金の交付が決定した場合は本助成金の対象外となります。（助成金交付変更申請書（第4号様式）に記入し、速やかに提出してください。最終提出期日は、令和9年2月5日（金）必着）

2 報告に必要な書類

- (1) 助成事業完了報告書（第6号様式）
- (2) 助成事業実績報告書（第7号様式）
- (3) 助成事業が支出した費用の領収書の写し
- (4) 事業のチラシやパンフレット、写真など助成対象事業の実績がわかるもの

※事業完了の日から起算して30日を経過した日又は助成決定のあった日の属する年度の翌年度4月9日のいずれか早い日までに提出してください。

書類提出先・問い合わせ先

お近くの市社会福祉協議会の窓口にお問い合わせください。

窓 口	〒	住 所	電 話
浜松地区センター	432-8035	中央区成子町140-8	(053) 453-0553
東事務所	435-8686	中央区流通元町20-3	(053) 422-3737
西地区センター	431-0292	中央区舞阪町舞阪2701-9	(053) 596-1730
北地区センター	431-1305	浜名区細江町気賀4581	(053) 527-2941
引佐事務所	431-2212	浜名区引佐町井伊谷616-5	(053) 542-3486
三ヶ日事務所	431-1404	浜名区三ヶ日町宇志803	(053) 524-1514
浜北地区センター	434-0031	浜名区小林1272-1	(053) 586-4499
天竜地区センター	431-3314	天竜区二俣町二俣530-18	(053) 926-0322
春野事務所	437-0604	天竜区春野町宮川1330	(053) 989-1261
佐久間事務所	431-3908	天竜区佐久間町中部18-11	(053) 965-0294
水窪事務所	431-4101	天竜区水窪町奥領家2980-1	(053) 982-0046
龍山事務所	431-3803	天竜区龍山町戸倉711-2	(053) 969-0082